

有機農産物・有機加工食品認定業務規程

第1章 総則

一般財団法人日本きのこ研究所は有機農産物・有機加工食品認定業務規程を以下の通り定める。

(適用の範囲)

第1条 この規程は、一般財団法人日本きのこ研究所（以下「きのこ研」という）が、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という)に基づいて行う有機農産物及び有機加工食品にかかわる認定業務について、その運営方針、運営体制及び実施方法を規定する。

(認定業務の運営方針)

第2条 きのこ研が行う認定業務の運営方針は、次の通りとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

(1) 公平、公正、中立

認定業務は公平、公正、中立を提供しなければならない。認定業務に関し、認定業務従事者は、きのこ研の役員等及びきのこ研外部からの影響を受けないものとする。認定の検査を担当する者と認定の判定に従事する者は独立性が保証される。

(2) 客観的処理

認定業務は、客観的事実に基づき遅滞なく迅速かつ正確に実施する。

(3) 機密保持

認定業務で得られた情報は、機密事項として機密の保持に努めなければならない。

(4) 信頼性確保

認定機関としての信頼性を確保するために、業務に必要な技術、知識の向上に努める。

(5) 農業資材斡旋の禁止

認定申請者、認定者への農業資材の斡旋、販売等の行為は行わない。

(6) JAS法への寄与

JAS制度の適正な運営に寄与し、有機農産物および有機加工食品の普及に努める。

(法的地位及び責任)

第3条 きのこ研は定款の定めるところにより、JAS法に基づく登録認定機関として登録され、認定業務を行うものとする。

2 きのこ研は登録認定機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、きのこ研が行うすべての認定業務に責任を負うものとする。

第2章 認定を行う農林物資の区分及び種類、名称

(認定を行う農林物資の区分及び種類、名称)

第4条 きのか研が認定を行う農林物資の区分と種類は以下の通りとする。

- (1) 農林物資の区分 地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
- (2) 農林物資の種類 有機農産物(原木栽培きのこ、菌床栽培きのこ)、有機加工食品(乾燥きのこ)ただし認定を行う品目は「きのこ」に限る

第3章 事業所の所在地及びその事業所が認定を行う区域

(認定業務の区域)

第5条 きのか研が認定業務を行う区域は日本国内とする。

(認定業務を行う事業所)

第6条 きのか研が認定の業務を行う事業所は、群馬県桐生市平井町8番1号に置く。

第4章 認定業務を行う時間及び休日

(業務時間および営業日)

第7条 きのか研が認定業務を行う時間は原則として9時から17時までとする。

- 2 休日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、8月13日から8月15日と年末年始の12月29日から1月4日までとする。

第5章 認定を行う生産行程管理者等

(認定を行う生産行程管理者等)

第8条 きのか研は、有機農産物・有機加工食品の生産行程管理者と有機農産物・有機加工食品の小分け業者(以下「認定事業者」という)の認定を行う。

第6章 認定に関する手数料等

(認定手数料)

第9条 きのか研は、第25条に基づく認定申請を受理する場合は、当該申請者の規模に応じて、別表1に定める認定手数料に基づいて徴収するものとする。

- 2 認定手数料は別表1の該当する項目の合計とする。
- 3 きのか研が受理した認定手数料は返還しない。
- 4 認定手数料の科目は別表1に定める通りとする。

(調査手数料)

第10条 きのか研は、第36条に基づく年次定期調査を実施したときは認定事業者の規模に応じて別表2に定める調査手数料を徴収するものとする。また第37条、第38条に基づく臨時調査を実施した時は、認定された認定事業者から当該認定事業者

の規模に応じて、別表 3 に定める調査手数料を徴収するものとする。

- 2 調査手数料は別表 2 または別表 3 の該当する項目の合計とする。
- 3 きのご研が受理した調査手数料は返還しない。
- 4 調査手数料の科目は別表 2 及び別表 3 の通りとする。
- 5 調査手数料の支払方法、支払期限は以下の通りとする。
 - (1) 調査申請料は第 25 条により申請時に受け付けるものとする。
 - (2) ただし臨時調査の場合は、調査申請料と書類審査料は徴収しない。
 - (3) その他の科目は請求書の到着から 1 ヶ月以内に支払うものとする。
 - (4) 支払方法は、郵便振込、銀行振込もしくは現金によるものとする。

(その他の費用の負担等)

第 11 条 きのご研は、申請者または認定事業者に以下の事項を要求するものとする。

- (1) 実地検査に際し、必要な場所に立ち入り、必要な施設の利用をさせること。
- (2) (1)により派生した費用は申請者が負担すること。

第 7 章 認定業務を行う者の職務

(認定業務を行う者の職務)

第 12 条 認定の業務を行う者の職務は、認定に関わる申請書の受付、申請書のレビュー、申請書の書類審査、実地検査、実地検査報告書、実地検査・実地検査報告書のレビュー、判定(認定の可否)、その他認定業務に関わる事務とする。

2 きのご研の理事長は、「検査員・判定員資格規程」に定める資格を有する職員を、検査の業務に従事する者(以下「検査員」という)及び判定の業務に従事する者(以下「判定員」という)、また認定業務の事務に従事する者(以下「事務局員」という)として正式に承認する。承認するにあたって理事長は、きのご研が要求する力量を満たすことを実地検査に同行してあるいは面接して確認する。

3 理事長は、申請書のレビュー、申請書の書類審査、実地検査、実地検査報告書の作成を検査員に行わせる。

4 理事長は、当該認定に係る申請書のレビュー、申請書の書類審査、実地検査、実地検査報告書の作成に従事しなかった者を判定員として複数名割り当てるものとし、そのうち 1 名に実地検査・実地検査報告書をレビューさせるものとする。

5 判定員は、判定委員会において申請書及び実地結果報告書などから認定の技術的基準及び J A S 規格への妥当性の確認を行い、認定の可否を決定する。

6 理事長は、申請書の受付及び認定業務に係る事務処理を認定業務部の事務局員に行わせる。

7 検査員及び判定員は公正に業務を行うものとする。

8 認定業務に関わる職員(検査員、判定員)が、次のいずれかに該当するときは、理事

長は解任する権限を有する。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 検査員、判定員から辞任の申出があったとき。

(委託契約)

第13条 きのご研の理事長は、必要に応じて「検査員・判定員資格規定」に定める資格あるいはそれと同等以上の認定業務に力量を有する外部の者と下請負契約書（きのご研所定様式）を締結し、検査員・判定員として契約する。

2 委託する検査員、判定員 においては前条の3、4、5、7、8項が適用される。

(認定業務部職員の研修)

第14条 理事長は、適正な業務を維持するために別に定める研修規程に基づき研修を実施する。

2 検査員、判定員ならびに認定業務部の職員は、研修規程に沿って研修を受け、能力維持、向上に努める。

(機密保持)

第15条 認定の業務を行う者は、業務上知り得た秘密を関係者以外に漏らしてはいけない。認定事業者以外から得られた認定事業者に関する情報は機密として取り扱わなければならない。また自己の利益のために利用してはならない。

2 理事長は、前項について機密保持遵守に関する下請負契約書（きのご研所定様式）を求めるものとする。

(コンサルタントサービスの禁止)

第16条 認定業務担当の有無にかかわらず当法人の職員は、認定の申請を予定する者に対して、認定上の問題となる事項の対処方法についての助言またはコンサルタントサービスを行ってはならない。

2 認定業務担当の有無にかかわらず当法人の職員は、認定事業者及び認定の申請を予定する者に対して助言またはコンサルタントサービスを利用することを暗示・明示してはならない。

第8章 認定の業務を行う組織

(組織)

第17条 きのご研の認定の業務を行う組織は別図の通りとし、以下の権限と責任を有する。

(1) 認定業務部

有機農産物及び有機加工食品の認定の業務は、きのこ研の認定業務部で取り扱う。認定に関する検査、判定、事務などに従事する者は検査員及び判定員の外部委託契約者を除き、きのこ研認定業務部に所属するものとする。理事長の指名により認定業務部部長を置くことができる。認定業務部長は認定業務全般にわたる運営業務を統括する。

(2) 検査班

理事長によって承認された検査員及びきのこ研と検査員契約を結んだ委託契約検査員によって構成される。検査員は認定に関する書類審査及び実地検査を行い、当該農林物資に関する認定の技術的基準との適合性を検査し、その結果を理事長に報告する。

(3) 判定委員会

理事長によって承認された判定員によって構成される。判定員は検査班の検査結果について認定のための判定を行い、その結果を理事長に報告する。

(4) 内部監査委員及び苦情処理委員

内部監査、及び苦情又は異議申し立てに対して関わる職員は、別に定めた力量評価基準を満たす者のなかから理事長が承認する。理事長は、検査員、判定員、内部監査及び苦情処理委員、また事務局員の力量をそれぞれ別に定める力量評価基準に基づいて定期的に評価する。

(下請負契約)

第18条 きのこ研が認定に関する業務の一部を個人に委託する場合には、きのこ研と委託先は、機密保持および利害の相反に関する事項を含む下請負契約書（きのこ研所定様式）を取り交わすものとする。

- 2 きのこ研は、委託した業務に対する全責任を持ち、認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取り消しに関してはきのこ研が自ら実施するものとする。
- 3 きのこ研は、委託先の個人が相応の能力を持ち、関連する基準を遵守するようにさせるものとする。
- 4 きのこ研は、委託先の個人が、認定申請者の農産物に公平性が損なわれるような関与をさせないようにするものとする。

(理事長の責任)

第19条 理事長は認定業務に関わる経営資源の確保と財政の監督、運営方針の策定、認定の業務に従事する者の承認又は割り当て、認定業務の実施及び監督並びに認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取り消しに関する決定について責任を負うものとする。

- 2 理事長は認定業務の実施及び監督として「検査員・判定員の業務遂行規程」に基づ

いて、認定業務過程における妥当性について監査していくものとする。

(理事長の権限の委譲)

第20条 理事長は、その責任において、認定業務の実施に係る権限を、認定業務部長に委譲できるものとする。権限の譲渡の範囲は以下の通りとする。

- (1) 認定審査、認定後調査および臨時調査における書類審査、実地検査及びそれら結果の判定を実施するための検査員と判定員の承認に関わる業務権限。
 - (2) 認定審査、認定後調査および臨時調査における書類審査報告及び実地検査報告を検査班から受ける業務権限。
 - (3) 認定審査、認定後調査および臨時調査における検査班の報告結果を判定する判定委員会の結果を受ける業務権限。
 - (4) 認定審査、認定後調査および臨時調査の審査結果に関わる事項の通知に関する業務権限。
 - (5) 認定業務に関する総括的な業務進行管理の権限。
 - (6) 認定証の発行に係る業務及び認定業務に関する発行文書の承認の業務権限。
 - (7) 苦情処理、業務不具合の是正あるいは適正化のための予防措置の管理にかかわる権限。
 - (8) その他認定業務部が行う定常業務の指導、監督の権限
- 2 理事長は、委譲した権限の行使状況について、認定業務部長から定期的に報告を受け、適正な行使であるかを確認しなければならない。
- 3 理事長が、認定を行う農林物資を製造販売する業者から選出された場合、理事長は、その責任において認定に関する業務の実施及び監督に係る権限のすべてを業務部組織規程に基づき認定業務部長に委譲しなければならない。その委譲書を認定業務部長に提出する。

(検査員及び判定員の権限と責任)

- 第21条 検査員は、認定、調査及び臨時調査の書類審査及び実地検査において、申請者もしくは認定事業者について当該農林物資にかかわる認定の技術的基準への適合性を検査し、報告する責任と権限を有する。その際、当該農林物資にかかわる認定の技術的基準の個別の項目についての適合性の評価を実施し、検査報告書に意見を述べることができる。検査員は判定員の認定審議もしくは判定結果に関与することはできない。
- 2 判定員は申請書類及び検査員の検査結果報告に基づき、認定、調査及び臨時調査についての判定を行い、結果を報告する責任と権限を有する。
- 3 書類審査及び実地検査に携わった検査員は、判定の業務に関与してはならない。ただし、判定員より意見を求められたことに対する回答はその限りではない。

- 4 判定員は判定作業を行うにあたって、不明瞭点などについて、検査員に追加の報告を求め、正確な情報に基づく判定にできるよう努めなければならない。

(利害関係者の認定業務の禁止)

第 22 条 検査員及び判定員は、自分及び自分の利害関係者の書類審査、実地検査、判定の業務に関わることを禁止する。このため、指示もしくは依頼を受けた業務の案件に特定の利害関係を持つ場合は、理事長に申し出なければならない。

第 9 章 認定業務の実施方法

(文書・記録の整備及び管理)

第 23 条 きのか研は、認定に関する業務に関わる文書及び記録を別に定める文書管理規程に基づき、適切に管理するものとする。

- 2 きのか研は、以下に関する文書を用意し、要請に応じて閲覧または交付できるようにしておくものとする。

- (1) きのか研の権限についての情報
- (2) 認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取り消しを含む認定にかかわる手順の説明書
- (3) 認定に関する業務における審査及び判定方法の情報
- (4) きのか研の財政的基盤を確保する方法
- (5) 認定申請者及び認定事業者が支払うべき費用
- (6) 認定申請者及び認定事業者の権利及び義務（格付けの表示の取扱い方法を含む）
- (7) 苦情、異議申し立て及び紛争の処理手順(苦情・異議申し立て処理規程)
- (8) 認定事業者及びその認定対象農林物資のリスト
- (9) 財務諸表等（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）

(業務に関する情報の提供)

第 24 条 きのか研は、認定申請者に対して、認定の詳細な手順、JAS 法（政令・省令・告示、通知を含む）、認定対象農林物資の日本農林規格、認定の技術的基準、必要となる費用及び納入方法、認定申請者の権利及び義務について記載した文書を提供するものとする。

- 2 きのか研は、認定申請者に対して認定を行おうとするときは、当該認定申請者に対し、認定後は以下の事項を遵守することを要求するものとする。

- (1) 認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するように維持すること。
- (2) 格付けの表示に係る JAS 法の規程を遵守すること。
- (3) 農林水産大臣の行う格付けの表示の改善命令に違反し、または報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、または農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安

全技術センターによる立ち入り検査の拒否、妨害もしくは忌避をしてはならないこと。

- (4) 認定事項を変更し、または格付業務を廃止しようとする時は、あらかじめきのこ研に通知すること。
- (5) 認定を受けている旨の広告または表示をするときは、認定に係る農林物資以外の製品についてきのこ研の認定を受けていると誤認させ、またはきのこ研の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにすること。
- (6) 認定を受けている旨の広告または表示を行なうときは、認定に係る当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (7) きのこ研が(5)または(6)の条件に違反すると認めて広告または表示の方法の改善または中止を求めた時は、これに応じること。
- (8) (5)または(6)のほか、他人に認定、格付または格付の表示に関する情報の提供を行うにあたっては、認定に係る農林物資以外の製品についてきのこ研の認定を受けていると誤認させ、またはきのこ研の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないこと。
- (9) きのこ研が行う調査に協力すること。
- (10) 毎年6月末までに、その前年度の格付実績をきのこ研に報告すること。
- (11) きのこ研は、認定事業者に対し、必要な報告を求め、または事務所、ほ場等に立ち入り、格付、農林物資の広告または表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件を検査することができる。
- (12) 認定事業者が(1)から(10)までの条件に違反し、または(11)の報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、もしくは(11)の検査を拒否、妨害もしくは忌避をしたときは、きのこ研は、認定の取消しまたは格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。
- (13) 認定事業者が(12)の請求に応じないときは、きのこ研はその認定を取消すこと。
- (14) 認定の取消しまたは格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合(廃止する場合も含む)には、認定事業者はきのこ研の要求どおりに認定証を返却し格付に関する業務(認定の広告、宣伝を含む)及び格付の表示を付した製品の出荷を停止すること。
- (15) きのこ研は、認定事業者の氏名または名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係るほ場等の名称及び所在地ならびに認定の年月日、(12)の規程による請求をしたとき、または認定を取消したときは、当該請求または取消しの年月日及び当該請求または取消しをした理由ならびに格付に関する業務を廃止し

たときは、当該廃止の年月日を公表する。

(16) JAS 製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録をきのこ研の求めに応じてきのこ研に利用させること。

(17) 認定証の写しを取引先に提供する場合は、複製である旨を明記し、すべてを複製すること。

3 きのこ研は、認定申請者から求められた場合には、追加情報を当該認定申請者に提供するものとする。

(認定申請の受理及び審査の準備)

第 25 条 きのこ研は、国内の認定申請者から、きのこ研所定様式に定める認定申請書が提出されたときは、以下の場合を除き認定の申請を受理するものとする。申請の受理を拒否する場合は、その理由を認定申請者に通知するものとする。

(1) 格付の表示の除去もしくは抹消の命令に違反し、または報告の求めを拒否し、もしくは虚偽の報告をし、もしくは立入り検査を拒否し、妨害し、もしくは忌避したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から 1 年が経過していない者からの申請の場合。

(2) きのこ研または他の登録認定機関から認定を取り消されてから 1 年が経過していない者からの申請。なお申請者の是正措置を含めた書類修正処置の作業記録文書は申請書類として文書管理規程に従い保存される。

(3) 認定の取消しの日前 30 日以内にその取り消しに係る認定生産行程管理者の業務を行う役員であった者で、その取消しの日から 1 年が経過していない者からの申請の場合。

(4) 認定申請者からきのこ研の業務規程に従わない旨の表明があった場合。

(5) 第 9 条の認定手数料の認定申請料と書類審査料が支払われていない場合。

2 認定の申請書が提出された場合は、様式の記載内容に不備がないかを速やかに確認し、書類補正の作業を実施する。補正が必要な場合は申請者に通知して、必要な是正を指示し、補正が終了したら申請を受理する。

3 きのこ研は、申請者に対して差別的な取扱いを行わない。

4 きのこ研は、認定にかかる審査を円滑かつ的確に実施するために以下の状態が確保されるよう、審査を始める前に申請書の内容を十分に確認するとともに、確認作業の記録を維持するものとする。また修正等を実施しても以下の状態が確保できない場合には審査を行わないものとする。

(1) 申請書及び添付書類がすべて提出されている。

(2) きのこ研と認定申請者との間で生じる理解の相違はすべて解消されている。

(3) 認定申請者が、きのこ研の業務規程に定める管轄区域、農林物資の区分及び種類その他の認定に関する業務の範囲内においてきのこ研が認定に関する業務を

行うことを理解している。

- (4) 申請者が、きのご研の行う認定業務に協力することの同意書及び認定契約書(きのご研の所定様式)を提出している。

(検査員及び判定員の割り当て)

- 第26条 理事長は、個別の認定申請に係る書類審査及び実地検査を行う者(検査員)を、第12条第2項において正式に承認された者の中から割り当てるものとする。
- 2 理事長は、検査員の検査結果に基づき認定のための判定を行うものを第12条第2項又は第4項において承認された者の中から割り当てるものとする。なお、同一申請について、検査員に指名された者は判定員に割り当てられないものとする。
 - 3 申請書の受付は事務局員、申請書のレビュー、書類審査、実地検査、検査報告書の作成は検査員が実施し、実地検査及び検査報告書のレビューは当該申請において検査員に割り当てられなかった者(判定員)が行うものとする。理事長は、認定案件ごとに検査員と判定員を割り当てる。判定委員会には複数名の判定員を割り当てる。
 - 4 検査員および判定員の割り当てにあたっては、過去2年間において認定申請者と利害関係をもち、または利害関係を有する機関に雇用されていた者は割り当てないものとする。また検査員は、2年以上連続して同一認定事業者(申請者)の書類調査または実地検査を実施することがないように割り当てられるものとする。
 - 5 きのご研は、包括的かつ正確な評価を確実に行わせるために、検査員及び判定員に適切な作業文書(検査手順書及び認定手順書)を与えるものとする。

(実地検査計画書の通知)

- 第27条 前条の規定により承認又は割り当てられた検査員は、認定申請者と日程を調整の上、きのご研所定様式に定める実地検査計画書を作成して、実地検査の1週間前までに申請者に通知するものとする。通知した内容はきのご研で保管する。
- 2 通知にあたって、検査員の氏名、用意すべき書類、記録、検査箇所など実地検査を効率的に行うのに必要な事項を提示する。

(検査の実施)

- 第28条 検査員による検査は、別に定める検査手順書に基づき、書類審査及び実地検査を行うこととする。
- 2 検査員による書類審査で不適合が発見された場合は実地検査の前に不適合事項の改善を要求する。改善後に実地検査を行う。
 - 3 検査員は、実地検査の最後に認定申請者の責任者との間で会議をもち、その会議の場で、認定の技術的基準への適合性に関して書面または口頭で特に重要と思われる

事項を示すものとする。

- 4 実地検査において不適合が発見された場合、指摘し、改善を求める。その際申請者の意思を確認の上、改善事項等及びその改善期限を確認、文書で作成し、申請者、検査員双方が確認署名をする。改善不可能と判断される不適合であっても、不適合である旨を指摘し申請者との確認を行う。

(検査結果の報告と通知)

第 29 条 実地検査終了後、検査員は速やかに理事長に実地検査報告書を提出する。実地検査報告書には以下の事項が含まれていることとする。

- (1) 実地検査の日付
 - (2) 検査員の氏名
 - (3) 実地検査を実施したすべての場所の名称及び所在地
 - (4) 実地検査を実施した認定範囲またはその認定範囲を示す文書・資料
 - (5) 認定の技術的基準への適合性に関する意見
 - (6) 実地検査の会議で認定申請者に示した認定の適合性に関する情報で、JAS 法及び有機農産物及び有機加工食品の認定の技術的基準の解釈に申請者と相違があった場合、その相違点についての説明。
- 2 実地検査において不適合が検出されず、改善指摘がない場合は、実地検査終了後速やかに実地検査報告書を作成し提出する。
 - 3 実地検査において不適合事項が検出され、第 28 条第 4 項の改善指摘を行なった場合は、改善回答を受け、改善が適切であるかを評価し、改善結果とその評価を含めて実地検査報告書を作成し提出する。
 - 4 改善回答が正当な理由なく著しく遅滞する場合には、その旨を記載し、改善回答が得られなくても実地検査報告書を提出するものとする。
 - 5 改善不可能と判断される不適合が検出された場合は、不適合事項を明記し、実地検査報告書を作成提出する。
 - 6 実地検査報告書は、判定に必要な十分な情報が記載され、判定が的確に行われるように留意し作成されること。
 - 7 情報不足及び不測の事態によって、実地検査できなかった事項については、その旨を記載していること。
 - 8 理事長は申請書類に基づく実地検査結果報告書を速やかに申請者に通知する。

(不適合と指摘された事項の改善確認)

第 30 条 理事長は、認定申請者に対し、実地検査で指摘した事項を改善するために実施した処理または一定の期間内に実施を計画している処置について、期限を示して文書による回答を求めるものとする。

- 2 改善の回答を求められた申請者は、第 28 条第 4 項の期限までに回答するものとする。
- 3 改善確認のために必要な場合、判定委員会召集までに検査員が再度確認に赴く。この場合の経費は、第 10 条の調査手数料の別表 3 に示す改善確認検査料と旅費交通費、通信費の実費を加算した料金を申請者が負担する。

(申請者への検査結果の通知)

第 31 条 理事長は不適合と指摘された改善事項についての再審査を行い、実地検査結果報告書として申請者に通知するものとする。報告書には以下の内容が含まれる。

- (1) 実地検査段階での申請事項の確定内容、変更事項があった場合の確認内容が明記されていること。
- (2) 検査員により指摘された不適合事項がある場合は、その内容が明記されていること。その場合、きのこ研は改善処置が期限内に回答がない場合の処置を明記する。期限内に回答があったときは、検査員が回答に対し再審査を行い、実地検査結果報告書として申請者に通知する。
- (3) 当該認定の技術的基準のすべての要求事項に対する評価結果が示されている。

(申請書のレビュー、書類審査、実地検査、検査結果のレビューの実施)

第 32 条 レビューは、申請書、申請書の書類審査、実地検査及び実地検査報告書（最終報告書）等の認定の技術的基準及び J A S 規格への妥当性の確認を行い、理事長へ認定推薦書により報告する。それは以下の手順で行う。

- (1) 申請書のレビュー、書類審査、実地検査、実地検査報告書は検査員が行い、実地検査・実地検査報告書のレビューは、当該認定に係る業務に従事しなかった者(判定員)が行うこと。
- (2) 評価(実地検査、実地検査報告書、実地検査で入手した必要書類)のレビューに基づく結果(推薦)は文書化すること。ただし、評価のレビューと認定の判定(決定)を同一人物が同時に行う場合は、評価のレビューに基づく結果(推薦)の文書化を省略することができる。
- (3) レビューに基づく認定推薦書には、推薦の結論だけでなく、レビューの結果、推薦の結論を得るにあたっての理由も含めて記載することが望ましい。
- (4) レビューの際は申請書及び審査結果報告書（最終報告書）、実地検査で入手した資料、是正処置報告書(是正処置の有効性の評価を含む)等から製品要求事項(認定の技術的基準及び J A S 規格)への妥当性を確認すること。

(認定の可否の判定)

第 33 条 理事長は、別に定める判定委員会運営規程に基づき、判定委員会を招集する。

- 2 判定委員会は、認定申請書、実地検査、実地検査報告書及びそのレビューに基づき、認定の可否について審議して判定を行い、その結果を理事長に報告する。
- 3 理事長は、判定の結果、認定の申請に係る農林物資の技術的基準に適合していると判定された場合、申請者に当該農林物資に係る生産行程管理者等として認定する通知を行う。
- 4 理事長は、判定の結果、生産行程管理者等の認定の技術的基準に不適合の場合は、認定しない。この場合、判定の通知書にその理由を明記するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

第 34 条 きのご研は、認定申請者及び認定事業者に関わる認定台帳及び法令に基づく帳簿を作成し、最終の記載の日から 5 年間保存するものとする。台帳の記載事項は以下の通りとする。

- (1) 認定を申請した者の氏名または名称及び住所
- (2) 認定を申請した者の生産行程管理者、小分け業者の別
- (3) 認定の申請を受理した年月日
- (4) 認定の申請に係る農林物資の種類
- (5) 認定の申請に係る工場、事業所またはほ場(栽培場)の名称及び所在地
- (6) 認定を決定した年月日
- (7) 決定の結果
- (8) 認定に従事した者の氏名 (検査員と判定員)

(認定証の交付)

第 35 条 理事長は、判定委員会において当該農林物資の認定の技術的基準に適合すると認められた場合は、きのご研所定様式に定める認定証を交付するものとする。認定証には以下の事項が記載されているものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
 - (2) 認定された認定事業者の氏名または名称及び住所
 - (3) 認定に係る農林物資の区分及び種類
 - (4) 認定の対象となる農林物資の名称
 - (5) 認定の対象となる農林物資に係る JAS 規格
 - (6) 認定の対象となる農林物資に係る認定の技術的基準
 - (7) 認定番号
 - (8) 認定の年月日
 - (9) 登録認定機関名「日本農林規格登録認定機関一般財団法人日本きのご研究所」
- 2 理事長は、認定後の調査(年次)及び臨時調査の判定の結果、認定範囲の縮小または拡大が適切であると認めた場合は、認定の対象範囲を変更して認定証を再交付する

ものとする。

- 3 理事長は、認定後の調査(年次)及び臨時調査の判定の結果、認定の取消しが適切であると認めた場合は、認定事業者に認定証を返還させるものとする。
- 4 理事長は、認定後の調査(年次)及び臨時調査の判定の結果、格付業務の停止または格付の表示を付した農林物資の出荷停止が適切であると認めた場合は、認定事業者に認定証を一時的に返還させるものとする。

(認定事項の調査)

第 36 条 きのご研は、認定事業者が、その後も継続して基準を満たしていることを確認するために、定期的に調査を行うものとする。

- 2 調査は認定年月日または前回に認定事項確認調査を行った日からおおむね 1 年を超えない期間内に、認定事業者と連絡をとり、申請書の提出の要求、書類審査、実地検査を実施する。実施方法は第 26 条から第 32 条の規定に準じて行う。ただし、以下の各号については本条の手順による。
- 3 検査員は、書類審査において、不適合が確認された場合は改善を求める。改善指摘事項は書類審査報告書によって当該認定事業者に通知する。改善結果は、実地検査前に文書もしくは実地検査において確認する。
- 4 実地検査において、不適合が確認された場合は、検査員は期限を定めて改善を求め、改善結果についての評価を含めた実地検査報告書を作成する。
- 5 3, 4 において重大な不適合が認められ、事故、違反などにより緊急に対応する必要がある場合は、各検査報告の前に理事長に報告するものとする。理事長は第 48 条に基づく緊急要請処置をとる。
- 6 判定委員会は、書類審査報告書、実地検査報告書に基づき、認定事業者が引き続き当該認定の技術的基準に適合しているかの判定を行う。判定委員会は速やかに判定結果を理事長に報告する。
- 7 判定の結果報告を受けた理事長は、判定結果にいたる過程が妥当であることを確認した後、速やかに以下の項目の処置をとる。
 - (1) 判定の結果、当該認定の技術的基準に引き続き適合していることが確認された場合、判定結果の通知及びきのご研所定様式に示す認定継続確認書の交付を行う。
 - (2) 判定の結果、認定事項の拡大、縮小などの変更が必要とされた場合、認定事項を変更する。
 - (3) 判定の結果、当該認定の技術的基準に適合していない事項が確認された場合は、判定の指摘事項に従い、改善のための要求、格付に係る業務の一部もしくは一時停止請求、格付の表示の付してある製品の出荷停止請求、認定の取り消しなどの処置を取る。
- 8 理事長は、調査過程において JAS 法への違反行為を行った事実を認めた場合、農

林水産大臣に報告する。

- 9 調査費用は第 10 条によるが、審査途中で、認定もしくは変更申請の取り下げがあった場合、実施済みもしくは実施が必要な部分に係る費用を積算する。

(変更届及び認定事項の臨時調査)

第 37 条 きのご研は、認定事業者から第 24 条 2 (4) 項の認定事項に関する変更届があった場合または認定事業者が認定事項を変更したことを知った場合は、その内容が認定事項の臨時調査を必要とするものかどうかを決定し、認定事業者に通知するものとする。

- 2 きのご研は、変更内容が認定事業者の認定の技術的基準に適合しているかどうか、または製品が JAS 規格に適合しているかどうか不明なときは、認定事業者に対し、認定機関が許可するまでは、当該変更に係る製品に格付の表示を付して出荷してはならないことを請求するものとする。

- 3 以下の各項についても臨時調査の必要性について判断し、認定事業者に通知するものとする。

- (1) 認定事項の調査で第 36 条 7 (3) 項の処置がとられた場合であって、改善の確認等の調査を必要とするとき。

- (2) 認定事項の調査で、不測の事態等により確認できない事態が発生し、改めての検査が必要と判断される場合。

- (3) 農林水産大臣より調査の要請を受けた場合。

- 4 きのご研は、認定事項の変更の内容が認定事項の臨時調査を必要とすると判断した場合は、速やかに変更に係る部分の調査を実施するものとする。

- 5 臨時調査の手順は第 36 条の調査手順に準ずるが、調査は必要な事項に限定した書類審査、実地検査にすることができる。

- 6 判定員による判定結果の報告を受けた理事長は、判定結果にいたる過程が妥当であることを確認した後、速やかに以下の措置をとる。

- (1) 判定の結果、当該認定事業者が当該認定の技術的基準に適合しているものと認められたときは、当該調査事項が当該認定の技術的基準に適合している旨を確認したことを通知する。調査事項が、不適合事項の改善処置の確認であった場合で、当該不適合により格付業務の一時もしくは一部停止請求が行われていた場合には、その解除を行い、速やかに「認定継続確認書」を交付する。

- (2) 判定の結果、当該認定事業者が当該認定の技術的基準に適合していない事項が確認された場合は、判定の指摘に基づき、改善のための要求、格付に係る業務の一部もしくは一時停止請求、格付の表示の付してある製品の出荷停止請求、認定の取り消しなど第 48 条の該当項の措置をとる。

- (3) 調査事項が生産に係る施設の追加、変更等の場合であって、それが当該認定の技

術的基準に適合しないときは、その変更を認定しない。

- 7 調査費用は第 10 条によるが、審査途中で、認定もしくは変更申請の取り下げがあった場合、実施済みもしくは実施が必要な部分に係る費用を積算する。

(情報提供等に基づく認定事項の臨時調査)

第 38 条 きこの研は、第 36 条及び第 37 条に定める場合のほか、第三者からの情報提供、その他の方法により認定事業者が認定の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、認定事項の臨時調査を行うものとする。

- 2 きこの研は、変更内容が認定事業者の認定の技術的基準に適合しているかどうか、または製品が JAS 規格に適合しているかどうか不明なときは、認定事業者に対し、認定機関が許可するまでは、当該変更に係る製品に格付の表示を付して出荷してはならないことを請求するものとする。
- 3 臨時調査の手順は第 36 条の調査手順に準ずるが、調査は必要な事項に限定した書類審査、実地検査にすることができる。
- 4 判定員による判定結果の報告を受けた理事長は、判定の妥当性を検証した後、速やかに以下の措置をとる。
- (1) 判定の結果、当該認定事業者が当該認定の技術的基準に適合しているものと認められたときは、当該調査事項が当該認定の技術的基準に適合している旨を確認したことを通知する。
- (2) 判定の結果、認定事項の拡大、縮小などの変更が必要とされた場合、認定事項を変更する。
- (3) 判定の結果、当該認定事業者が当該認定の技術的基準に適合していない事項が確認された場合は、判定の指摘に基づき、改善のための要求、格付に係る業務の一部もしくは一時停止請求、格付の表示の付してある製品の出荷停止請求、認定の取り消しなど第 48 条の該当項の措置をとる。
- 5 調査費用は第 10 条によるものとする。

第 10 章 認定に関する業務の公正な実施のために必要な事項

(内部監査)

第 39 条 理事長は、認定に関する業務で、以下の事項が十分に満たされているか否かを確認するために、内部監査を少なくとも 12 ヶ月に 1 回、別に定める内部監査規程に基づき実施するものとする。

- (1) 本認証のシステムが JAS 法、JAS 法施行令及び JAS 法施行規則に適合し、適切に運営維持されていること。
- (2) 認定及び調査の業務で使用する審査手順、書類様式、実地検査確認記録及び報告書、判定の手順などが、本認定業務規程に定められた方法で、適切に認証業務が

運営維持させていること。

- (3) 実施した認定及び調査に係る業務が、本認定業務規程に定められた手順に従って適切に実施されていること。
 - (4) 指摘した改善措置が速やかに通知され、期限内に適切な方法で実施されていること。
 - (5) 第 17 条に定める認定の業務を行う組織が本認定業務規程に基づき適切に機能していること。
 - (6) 検査員及び判定員は、中立性、公平性が確保され、その業務が本認定業務規程に基づき適切に実施されていること
- 2 内部監査結果は速やかに文書化し、保存するものとする。

(認定に関する業務の手順、方法の確認及び見直し)

- 第 40 条 理事長は、認定に関する業務の手順及び方法について毎年 1 回以上見直しのための確認を行うものとする。
- 2 見直しの手順は、別に定める認定に関する業務の手順等見直し実施規程又はマネジメント・レビュー実施規程によるものとする。

(不適合業務の是正及び予防)

- 第 41 条 理事長は、別に定める不適合業務取扱い規程に基づき、本認定業務規程に不適合な業務の是正及び予防に努めるものとする。

(外部監査の受け入れ)

- 第 42 条 きのご研は、農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査があるときは、これを受け入れるとともに、監査の実施に協力するものとする。
- 第 43 条 理事長は、きのご研の認定業務が公平に実施されていることを確認するために、別に定める公平性委員会設置開催要領に基づき公平性委員会を実施するものとする。

第 11 章 その他認定に関する業務の実施に必要な事項

(生産行程管理者、小分け業者、格付を担当する者への講習会)

- 第 44 条 きのご研は、認定申請を予定する者の生産行程管理責任者、小分け責任者、格付担当者及び格付表示担当者に対する講習会を別に定める講習会等実施規程に基づき実施するものとする。
- 2 認定を受けようとする事業者にあつては、生産行程管理者、小分け担当者、格付担当者及び格付表示担当者が、認定前に所定の講習会を受講することを求める。

- 3 講習会の受講者の費用は別表 5 の講習会手数料によるものとする。

(苦情又は異議申し立てへの対応)

第 45 条 きのご研は、申請者またはその他の者から持ち込まれる苦情又は異議を苦情処理規程に基づいて処理するものとする。

- 2 きのご研は、苦情の経緯等、実施した是正処置、予防処置について記録し、それらの処置の有効性の評価を行わなければならない。
- 3 きのご研の認定審査に関わる損害賠償等の請求があった場合、きのご研は、法的責任の求められる範囲において誠実に対応するものとする。万が一、損害等がきのご研の認定審査に起因することが法的に認められたとき、きのご研はその債務を担保するため準備金を持つものとする。

(認定証及び格付の表示の管理等)

第 46 条 きのご研は、認定事業者に対して、認定証の適正な管理、JAS マークの適正使用及び JAS 法を遵守した適正な表示を行わせるものとする。

- 2 きのご研の認定業務部の職員は、認定事業者による不適正な格付の表示を発見したときは、直ちに理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。
- 3 きのご研の認定業務部の職員は、認定事業者による宣伝、カタログその他の媒体において認証制度への不正確な言及、誤解を招くような格付の表示の使用を見つけたときは、理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。
- 4 認定事業者が格付の表示の付された表示ラベルの作成するにあたり、事前に、JAS マークの様式、表示の内容、認証制度への言及が適切であるかどうかの照会があった場合は、確認を行い、その判断を通知する。
- 5 理事長は、きのご研の認定事業者に前項の報告があった場合は、速やかに第 48 条に基づく適切な処置を講じる。

(認定事業者に求める報告等)

第 47 条 きのご研は認定をするときの条件として認定事業者に以下の報告を行うことを求める。

- (1) 定期的実施する表示点検等に際して、作成使用している表示もしくは作成を予定している表示デザイン等を報告すること。
- (2) 包装表示を改めて作成する場合は、作成を予定する表示デザイン等を報告すること。
- (3) 毎年度 6 月末までに前年度の格付実績もしくは格付表示の実績を、指定された書式により集計し、きのご研へ報告すること。
- (4) 格付業務を廃止する場合は、前もってきのご研に通知し、きのご研所定様式の

格付業務廃止届に定める事項を記載し、きのこ研へ提出すること。

(5) その他第 36 条及び第 37 条の調査に係り、きのこ研が請求する報告。

(JAS 法違反及び技術的基準の不適合が認められた場合の改善指導、業務の一時停止及び認定の取消し等)

第 48 条 きのこ研は、認定事業者が当該認定の技術的基準に適合しなくなったとき、もしくはその恐れが大きいときは、当該認定の技術的基準に適合する状態を確保するために、必要な改善措置を取ることを求める。

2 きのこ研は、認定事業者が JAS 法第 14 条第 6 項もしくは第 7 項、第 18 条または第 19 条の規定に違反したときは、当該認定事業者に対し、格付に関する業務の改善に関し、再発防止処置を含め、必要な措置を取ることを請求する。各条項の違反については以下の処置をとる。

(1) 第 14 条第 6 項の違反

ア 当該日本農林規格に適合しないきのこに格付の表示が付されていた場合、出荷した製品の流通在庫の回収もしくは格付の表示の抹消、製品在庫の格付の抹消をする。当該不適合業務の再発防止のための措置をとる。速やかに当該認定の技術的基準への適合性の回復に努めること。

イ 当該日本農林規格に適合しているきのこの場合は、速やかな是正と再発防止のための措置をとる。

ウ 再発の恐れが認められる場合には、格付もしくは格付の再表示業務の一部もしくは一時停止をした上で前号のア、イの改善処置をとること。

(2) 第 14 条第 7 項及び第 18 条の違反

ア 出荷した製品の流通在庫の回収もしくは格付の表示の抹消、製品在庫の格付の抹消をする。当該不適合業務の再発防止のための措置をとり、速やかに当該認定の技術的基準への適合性の回復に努めること。

イ 再発の恐れが認められる場合には、格付もしくは格付の再表示業務の一部もしくは一時停止をした上で改善処置をとること。

(3) 第 19 条の違反

ア 格付の表示を抹消しなかった包装・容器を使用したきのこが当該農林規格に適合したきのこでない場合、出荷した製品の流通在庫の格付の表示の抹消、製品在庫の格付の表示を抹消する。当該不適合業務の再発防止のための措置をとる。速やかに当該認定の技術的基準への適合性の回復に努めること。

イ 格付の表示を抹消しなかった包装・容器を使用したきのこが当該農林規格に適合したきのこの場合、製品在庫の格付の表示を抹消する。当該不適合業務の再発防止のための措置をとる。速やかに当該認定の技術的基準への適合性の回復に努めること。

3 きのご研は、認定事業者が次の項目に違反したときは、当該事業者に対して是正措置を求める。

- (1) 認定事業者が第 46 条の条件に違反したときには、当該認定業者に対して、広告もしくは表示の方法を改善するか、広告もしくは表示をやめることを求める。またその違反による影響の程度により、宣伝物品の回収、当該不適合の是正及び再発防止処置を取ることを求めることができる。
- (2) きのご研は、認定事業者に前第ア項から第イ項までの不適合状態の改善処置を求める場合において、当該改善処置を講じるのに相当の期間を要すると見込まれるときは、当該事業者に対し、改善措置を講じるまでの間、当該事項に係る格付に関する業務の一時停止及び当該事項に係る農林物資の格付の表示を付してある製品の出荷停止を求める。ただし、当該不適合の改善に要する期間が 1 年を超えると見込まれるときは、その認定を取り消すことができる。
- (3) きのご研は、認定事業者が正当な理由なく、第 47 条の報告等に違反した場合もしくは調査を拒み、妨げ、あるいは忌避したときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業者が正確な報告をし、または当該認定事業者が当該調査に応じ、その調査が終了するまでの間、格付に関する業務の一部または一時停止及び格付の表示の付してある製品の出荷停止を求める。
- (4) 以下の項の場合は、格付業務の停止を請求するとともに当該事業者の認定を取り消す。
 - ① 認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合しなくなった場合であって、今後も当該認定の技術的基準に適合しないと見込まれるとき。
 - ② 認定事業者が JAS 法第 14 条 6 項及び 7 項、第 18 条または第 19 条に違反した場合であって、当該違反行為が故意によるものまたは重大な過失によるとき。
 - ③ 前第エ項または第オ項による格付業務の一部もしくは一時停止の求めを拒否し、不適合製品への格付もしくはそれら製品の出荷を継続する場合。
 - ④ 農林水産大臣より、きのご研が認定した認定事業者が正当な理由なく、JAS 法第 19 条の二の規定による命令に違反したとき、JAS 法第 20 条第 2 項の規定による報告をしないか、もしくは虚偽の報告をしたとき、JAS 法第 20 条第 2 項もしくは同法第 20 条の 2 第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したことを理由としてきのご研が認定した当該認定事業者の認定を取り消すことの求めを受けたとき。

(認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小)

第 49 条 きのご研は、認定事業者の認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小に対し、引き続き認証されているという表示がなされていないことを確実にするため、また認証範囲の縮小が明確に事業者伝えられ、事業者の認証に関する文書及び公

開情報にその旨が明確に示されることを確実にするため、以下の手順を規定するものとする。

2 きのか研は、格付(表示)業務の停止、格付の表示を付した農林物質の出荷の一時停止やその解除に必要な処置、認定の取消し又は一時停止の解除にともなって認証を復帰させる場合の認定範囲の縮小などの処置や手続きを行う場合、必要事項の特定や求められる処置を認定事業者に連絡する要員を指名する(割り当てる)。その際、理事長は認定業務部の職員のなかから当該認定におけるすべての知識及び理解について力量をもつ者を1名以上指名するものとする。

(1) 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の決定

ア きのか研は、認定事業者が、認定の要求事項を継続的に満たさなかった場合又は認定に必要な諸規則を遵守しなかった場合、判定委員会において認定の一時停止又は取消しの決定を行う。

イ きのか研は、認定事業者が、認定に必要な要求事項を継続的に満たさなかった部分がある場合、その部分を除外するため、判定委員会において事業者の認定範囲を縮小する決定を行う。

エ 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小に関する判定委員会における審議については、きのか研による認定事業者に対する定期調査及びすべてのサーベイランスにおいて(1)ア、(1)イの両方(又はいずれか一方)に該当する可能性があるとして判断した場合、並びに(1)ウに基づき、認定事業者からの依頼があった場合に行う。

(2) 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の決定後の処置

ア 認定の一時停止に関する処置

認定事業者が、次のいずれかの事項に該当し、認定範囲の全部又は一部について一時停止となった場合、きのか研は事業者に対し、指定した期日内にそれらを解決するための具体的な処置を講ずることを求めるとともに、その旨を公表する。

- i) 認定に必要な要求事項を継続的に満たさなかった場合
- ii) 認定の継続確認が期限内に行われなかった場合
- iii) 認定に必要な諸規則を遵守しなかった場合
- iv) きのか研との契約上の不履行があった場合
- v) 妥当性確認・検証の信頼性を著しく損なう事実がみられた場合
- vi) その他、合理的な理由により、きのか研が認定の一時停止が妥当と判断した場合

イ 認定の取消し及び認定範囲の縮小に関する処置

認定事業者が、次のいずれかの事項に認定のすべてが該当して認定の取消しになった場合、又は認定の一部が該当して認定範囲が縮小になった場合、きのか研は事業者に対して文書で通知するとともに、その旨を公表する。

- i) 認定の一時停止期間内に、停止になった要因の解決ができない場合
- ii) 意図的、又は重大な過失により、認定の諸規則を遵守しなかった場合
- iii) 意図的、又は重大な過失により、きのこ研との契約上の不履行があった場合
- iv) 認定の判定に重大な影響を与えるような虚偽の情報提供を行った場合
- v) 意図的、又は重大な過失により、認証制度に対する信用及びきのこ研の認定に対する信用を著しく失墜させる行為を行った場合
- vi) その他、合理的な理由により、きのこ研が認定の取消しが妥当と判断した場合

(3) 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小による認定証の扱い

認定の一時停止又は取消しが決定した場合、認定事業者はきのこ研に認定証を返却するとともに、格付の表示を付した農林物質の出荷を停止し、全ての宣伝・広告及び登録に関する表示を中止するものとする。一時停止の解除にともなって認証を復帰させる際、きのこ研は認定範囲の縮小などが生じた場合も含め、新たに認定証を再交付する。

(4) 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に関するきのこ研への報告

認定事業者は、認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に関し、正式な認証文書、公開されている情報、認証マーク使用の権限付与などに対して正当かつ公平な説明、その他必要な対応を行い、市場への対応を最小限に止めるとともに、必要とされるすべての修正計画及び結果をきのこ研に文書で報告することとする。

(5) 認定の一時停止中に行われている認定審査等の扱い

判定委員会は、認定の一時停止の決定にあたり、一時停止になった要因を踏まえて、当該認定事業者に対する実施中の認定審査の中断の要否、及び新たに審査計画に入る認定審査の延期の要否を判断する、きのこ研は、その結果を認定事業者に通知する。なお、中断した認定審査は、原則として認定の一時停止の解除後に再開することとする、また、認定の一時停止期間中は、一時停止となった要因によっては、きのこ研は当該認定事業者からの拡大審査を受理しないことがある。

(6) 認定の一時停止又は取消し後の再申請

ア 認定の一時停止になった認定事業者は、その事由の解消が確認された場合、認定の一時停止の解除を申請することができる。きのこ研は審査によっては是正措置等を確認し、判定委員会での判定を経て、一時停止の解除を決定する。

イ 認定の一時停止が解除された認定事業者は、その対象となる認定範囲に係わり、一時停止解除前に行った各組織又はプロジェクト妥当性確認、検証活動及び妥当性確認、検証に係る決定などのプロセスについて、一時停止となった原因の影響を確認し、必要な処置をとるものとする。

ウ 認定が取消しとなった認定事業者は、取消しの理由が消滅し1年以上経過していれば再申請することができる。

(報告及び公表)

第50条 きのか研は、認定を行ったときは、遅滞なく以下の事項(これらの事項に変更があったときは、変更後のもの)を農林水産大臣に報告するとともに、事業所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供するものとする。公表の期間は認定した日から廃止・取消しした日までとする。

- (1) 認定を受けた者の氏名または名称及び所在地
- (2) 生産行程管理者、小分け業者の別
- (3) 認定に係る農林物資の種類
- (4) 当該認定に係る工場、ほ場(栽培場)または事業所の名称及び所在地
- (5) 認定年月日

2 きのか研は、認定事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときは、遅滞なく以下の事項を農林水産大臣に報告するとともに、事業所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供するものとする。公表の期間は出荷停止の期間とする。

- (1) 請求に係る認定事業者の氏名または名称及び住所
- (2) 請求に係る農林物資の種類
- (3) 当該認定に係る工場、ほ場(栽培場)または事業所の名称及び所在地
- (4) 請求の年月日
- (5) 請求の理由

3 きのか研は、認定事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく以下の事項を農林水産大臣に報告するとともに、事業所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供するものとする。公表の期間は廃止から1年を経過する日までとする。

- (1) 廃止に係る認定事業者の氏名または名称及び住所
- (2) 廃止に係る農林物資の種類
- (3) 廃止に係る工場、ほ場(栽培場)または事業所の名称及び所在地
- (4) 廃止の年月日

4 きのか研は、認定を取消したときは、遅滞なく以下の事項を農林水産大臣に報告するとともに、事業所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供するものとする。公表の期間は取消しから1年を経過する日までとする。

- (1) 取消しに係る認定事業者の氏名または名称及び住所
- (2) 取消した認定に係る農林物資の種類
- (3) 取消した認定に係る工場、ほ場(栽培場)または事業所の名称及び所在地
- (4) 取消しの年月日
- (5) 取消しの理由

5 きのか研は、認定生産行程管理者からの前年度の格付実績の報告を受け、農林物

資の種類ごとに取りまとめ、毎年9月末までに農林水産大臣に報告するものとする。

(格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除)

第51条 理事長は、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求した認定生産行程管理者から、請求に対し、是正を行った旨の報告があった場合は、第36条に準じて、是正措置のレビューを行い確認を行うものとする。

2 調査の結果、改善がみられた場合は請求の解除を行うものとする。

是正措置等の確認のために指名された検査員は、具体的な格付け業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止の手順及びその範囲並びに解除に必要な手順についても認定生産工程管理者への連絡を担当させるものとする。

(認定証の再交付及び返還)

第52条 理事長は、第36、37、38条の調査の結果、認定範囲の縮小又は拡大が適切であると認めた場合は認定の対象範囲を変更して認定証を再交付するものとする。

2 理事長は、第36、37、38条の調査の結果、認定の取消しが適切であると認めた場合又は格付業務を廃止した時は、認定証を返還させるものとする。宣伝・広告等の中止も要求する。

3 理事長は、第36、37、38条の調査の結果、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した製品の出荷の停止請求の解除が適切と認めた場合には、返還させていた認定証を返却し、宣伝・広告等の再開を認めるものとする。ただし、認定範囲を変更して認定証を再交付した場合の宣伝・広告は変更内容に従って再開するものとする。

4 理事長は、認定証の再交付、認定の取消しに伴い、それに対応して宣伝・広告等の修正、宣伝・広告等の中止を要求するものとし、返還させていた認定証の事業者への返却に対しては、宣伝・広告等の再開を認めるものとする。

5 格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除及び認定証の再交付及び返還など認定事業者(申請者)に連絡するための要員を、認定業務部の職員のなかから当該認定におけるすべての知識及び理解について力量のある検査員・判定員を理事長が1名以上を指名する。

(JAS規格及び認定の技術的基準等の改正)

第53条 理事長は、JAS規格又は認定の技術的基準等が改正された場合、すべて認定事業者(審査中の申請者も含む)に文書でその旨通知するものとする。

2 理事長は、認定の技術的基準等の改正により認定事業者が、認定の技術的基準に適合しない恐れがあると判断した場合は、速やかに講じた処置を確認する。

(その他)

第 54 条 この規程に定めることのほか、認定に関する業務に必要な事項は、別に理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、きのこ研が登録認定機関への登録と同時に施行する。

附則

この規程は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準(ISO/IEC17065)の発行と同時に施行する。